

# 令和6年度(2024年度)日野市一般廃棄物処理計画

1. 施行期間 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

2. 施行区域 市全域

## 3. 収集運搬計画

### (1) 可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類ごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみに分別して収集するもの

種類	分別区分	収集方法・収集回数	運搬方法	収集運搬量	搬入先	処理方法	占有者又は事業者の協力義務
家庭廃棄物	可燃ごみ	一般廃棄物有料指定袋により、原則戸別収集方式で週2回収集する。収集日は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとする。 剪定枝は、上記に併せて各家庭2束まで無料収集する。	塵芥収集車等による	中間処理計画に含む	浅川清流環境組合	焼却処理後、焼却灰は再資源化	排出方法及びごみ分別は各戸に配布している「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとし、それぞれの収集日の午前8時までに排出すること。
	不燃ごみ	一般廃棄物有料指定袋により、原則戸別収集方式で4週に1回収集する。収集日は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとする。	塵芥収集車等による	同上	日野市クリーンセンター	手選別、破碎処理、機械選別後、資源化、焼却	同上
	プラスチック類ごみ	一般廃棄物有料指定袋により、原則戸別収集方式で週1回収集する。収集日は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとする。	塵芥収集車等による	同上	同上	手選別後、資源化、焼却 ※資源化(プラスチック製容器包装については指定法人ルート、製品プラスチックは資源化が可能な業者へ引き渡す)	同上
	粗大ごみ	随時、電話予約又は電子申請により有料(粗大ごみ等処理券)戸別収集する。	貨物トラック等による	同上	同上 浅川清流環境組合(可燃性粗大のみ)	破碎処理、機械選別後、資源化、焼却 せん断・焼却処理後、焼却灰は再資源化	予約した収集日の午前8時までに排出すること。

資源物	<p>かん、びん、雑誌・雑紙類、段ボール類、紙パック類、古着・古布類を原則戸別収集方式により、隔週無料収集する。</p> <p>新聞、ペットボトル、小型家電・金属類は、原則戸別回収方式により、4週に1回無料収集する。</p> <p>収集日は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとする。</p>	塵芥収集車、貨物トラック等による	同上	びん、ペットボトル、小型家電・金属類は日野市クリーンセンター	資源化（びん、ペットボトルについては、指定法人ルート・他は資源化が可能な業者へ引き渡す）	各資源物の排出方法は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとし、それぞれの収集日の午前8時までに排出すること。
	<p>剪定枝等は、月1回クリーンセンターでの無料持込みを実施し、民間資源化施設を活用し資源化する。</p>	貨物トラック等による	35t	民間資源化施設	民間資源化施設で資源化	指定された方法で持ち込むこと。
	<p>プラスチック類ごみ収集と同時に戸別収集する。</p> <p>有害ごみ…蛍光管、乾電池、水銀体温計、その他水銀含有製品</p> <p>危険ごみ…ライター・スプレー缶・カセットボンベ（いずれも中身をつかいきったものに限る）、テープ類</p>	塵芥収集車等による	69t(家庭系・事業系合計)	日野市クリーンセンター	委託により民間施設で資源化（蛍光管、乾電池、水銀体温計、その他水銀含有製品）	有害ごみ・危険ごみの種類ごとに、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおり排出し、プラスチック類ごみ収集日の午前8時までに排出すること。

○日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）第32条の3に規定する資源物のうち、一般廃棄物処理計画で指定するものは、「ごみ・資源分別カレンダー」に記載する「かん、びん、新聞、雑誌・雑紙類、段ボール類、紙パック類、古着・古布類、ペットボトル、小型家電・金属類」とする。

○条例第32条及び第32条の3に規定する所定の場所とは、各戸について、道路（私道を含む。）に面した敷地内の境界付近とする。集合住宅については、市長と協議のうえ、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所（原則として、道路（私道を含む。）に面した敷地内の境界付近に設ける。）とする。

○収集運搬業務委託契約について、効率的且つ正確な収集システムの構築と円滑な実施能力を考慮し契約を締結する。

○処理方法において、災害発生や施設の損傷等による場合には、埋め立て処分を行う場合がある。

種 類	分別区分	収集方法・収集回数	運搬方法	収集運搬量	搬入先	処 理 方 法	占有者又は事業者の協力義務
事業系 廃棄物	可燃ごみ	1回の排出量が90ℓ(45ℓ袋で2袋まで、15ℓ袋では6袋まで)の事業者(以下「少量排出事業所」という。)は、家庭廃棄物に準じて事業系一般廃棄物有料指定袋により収集する。収集日は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとする。 なお、子ども子育て支援事業として、保育園等から排出されるおむつ等(処理に使用したものを含む)に限り、可燃ごみとして規定数量を超えて排出することができる。  少量排出事業所以外は事業者が自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者が搬入する。ただし、自己搬入するものは家庭廃棄物に準じた量に限る。また、産業廃棄物、動物の糞尿、パレットなど施設で処理できないもの、処理能力を超えるものについては受け入れない。	事業者が自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者が搬入するもの以外は、上記家庭廃棄物と同一	中間処理計画を含む	浅川清流環境組合  民間リサイクル施設	浅川清流環境組合で焼却処理後、焼却灰は再資源化  民間リサイクル施設では堆肥化等	ごみの減量に努めること。 少量排出事業所の排出方法及びごみ分別は各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとし、それぞれの収集日の午前8時までに排出すること。
	不燃ごみ	1回の排出量45ℓ袋で2袋まで、15ℓ袋では6袋までの事業者(以下「少量排出事業所」という。)は、家庭廃棄物に準じて事業系一般廃棄物有料指定袋により収集する。収集日は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとする。  ただし、事業系一般廃棄物に限り、事業者が自己搬入できる量は少量に限る。また、一般廃棄物収集運搬業許可業者が搬入するものは日野市公共施設から排出されるものに限る。	同上	同上	日野市クリーンセンター	破碎処理、機械選別後、資源化、焼却	
	プラスチック類ごみ	1回の排出量45ℓ袋で2袋まで、15ℓ袋では6袋までの事業者(以下「少量排出事業所」という。)は、家庭廃棄物に準じて事業系一般廃棄物有料指定袋により収集する。収集日は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとする。 なお、収集するのは一般家庭から排出されるプラスチック類ごみと同等・同量程度のものとする。	同上	同上	同上	手選別後、資源化、焼却 ※資源化(プラスチック製容器包装については、指定法人ルート・製品プラスチックについては、資源化が可能な業者へ引き渡す)	
	粗大ごみ	日野市公共施設の排出者が自己搬入する。一般の事業系は受け入れない。	日野市公共施設の排出者が自己搬入	同上	同上	破碎処理、機械選別後、資源化、焼却	

有害ごみ 危険ごみ	一般の事業系は受け入れないが、少量排出事業所は家庭廃棄物に準じてプラスチック類ごみと併せて収集する。 一般の事業者の場合、一般廃棄物でかつ、一般家庭からの排出量に準じた量に限り(日野市の公共施設を除く)自己搬入する。	事業者が自己搬入するもの以外は、上記家庭廃棄物と同一	69t(家庭系・事業系合計)	同上	委託により民間施設で無害化处理(蛍光管、乾電池、水銀体温計)	ごみの減量に努めること。 少量排出事業所は、有害ごみ・危険ごみの種類ごとに、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおり排出し、プラスチック類ごみの収集日の午前8時までに排出すること。
資源物	少量排出事業所で少量(一般家庭からの排出量に準じた量)の資源物については家庭廃棄物の資源物と一緒に無料収集する。収集日は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとする。	上記家庭廃棄物と同一	中間処理計画に含む	同上	資源化(ペットボトル、びんについては、指定法人ルート・他は資源化が可能な業者へ引き渡す)	少量排出事業所の各資源物の排出方法は、各戸に配布してある「ごみ・資源分別カレンダー」記載のとおりとし、それぞれの収集日の午前8時までに排出すること。

○事業系廃棄物には、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。

○条例第32条の3に規定する資源物のうち、一般廃棄物処理計画で指定するものは、「ごみ・資源分別カレンダー」に記載する「かん、びん、新聞、雑誌・雑紙類、段ボール類、紙パック類、古着・古布類、ペットボトル、小型家電・金属類」とする。

○条例第32条及び第32条の3に規定する所定の場所とは、各少量排出事業所について、道路(私道を含む。)に面した敷地内の境界付近とする。集合住宅については、市長と協議のうえ、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所(原則として、道路(私道を含む。)に面した敷地内の境界付近に設ける。)とする。

○処理方法において、災害発生や施設の損傷等による場合には、埋め立て処分を行う場合がある。

## (2)し尿、浄化槽汚泥及び雑排水収集処理

分別区分	収集方法・収集回数	運搬方法	収集運搬量	搬入先	処理方法
し尿	委託業者により、市民一般家庭分は原則として月1回収集する。ただし、下水道供用開始から1年を経過した区域内は、電話予約による有料収集とする。 事業系仮設トイレ等は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が行う。	バキューム車による	740 kℓ	日野市クリーンセンター汚泥再生施設	固液分離・希釈放流方式
浄化槽汚泥	占有者又は管理者が浄化槽を清掃する際、浄化槽清掃業の許可を受けた者が行う。	同上	4,550 kℓ	同上	同上

雑排水	占有者又は管理者の収集依頼に基づき浄化槽清掃業の許可を受けた者が行う。	同上	85 kℓ	同上	同上
-----	-------------------------------------	----	-------	----	----

### (3) 動物の死体処理

分別区分	収集方法・収集回数	運搬方法	収集運搬量	搬入先	処理方法
動物の死体	占有者又は管理者が自ら搬入する。占有者又は管理者がいないもの、もしくは都との協定に基づくものは、届出により市が収集する。	占有者又は管理者が搬入軽トラック等による	300頭	日野市クリーンセンター	民間施設により火葬後、埋葬

### 4. 中間処理計画

分別区分	内 訳	収集運搬予定量	搬入先	中間処理施設	処理量	処分方法
可燃ごみ	市収集委託分 1社 (家庭ごみ及び少量排出事業所)	22,000 t	浅川清流環境組合	浅川清流環境組合 新可燃ごみ処理施設：全連続燃焼式 (ストーカ炉) 処理能力：228t/日 (114t/24h×2炉)	25,900 t	焼却灰再資源化 東京たま広域資源循環組合  民間施設により 焼却残渣再資源化
	持ち込み分 家庭ごみと事業系ごみの自己搬入分及び一般廃棄物収集業許可業者分	3,900 t				
不燃ごみ	市収集委託分 1社 (家庭ごみ及び少量排出事業所)	1,300t	日野市クリーンセンター	日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 ：豎型破砕機 9.1 t/5 h	1,450 t	破碎残渣は浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で焼却し、焼却灰再資源化  焼却灰再資源化 東京たま広域資源循環組合  民間施設により 鉄・アルミ類再資源化
	持ち込み分 家庭ごみの一般廃棄物収集許可業者搬入又は自己搬入分及び日野市公共施設からの排出分	150 t				
プラスチック類ごみ	市収集委託分 2社 (家庭ごみ及び少量排出事業所)	3,000 t	日野市クリーンセンター	日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 ：プラスチック類包装圧縮梱包機、製品プラスチック破砕機等 18.7 t/5 h	3,020 t	プラスチック製容器包装は、指定法人ルート  製品プラスチックは、資源化が可能な業者へ引き渡す
	持込分 自己搬入分	20t				

粗大ごみ	市収集委託分 1社 (家庭ごみ)	1,100 t	日野市クリーンセンター	日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 : 堅型破砕機 9.1 t / 5 h 焼却施設 浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設: 全連続燃焼式(ストーカ炉) 処理能力: 228t / 日 (114t / 24h × 2炉)	1,460 t	焼却灰再資源化 東京たま広域資源循環組合  民間施設により 鉄・アルミ類・焼却残渣再資源化
	持ち込み分 家庭ごみの一般廃棄物収集許可業者搬入又は自己搬入分及び日野市公共施設からの排出分	360 t				
資源物	市収集委託分 3社	9,000 t	日野市クリーンセンター	日野市クリーンセンター、民間処理施設 選別、異物除去、圧縮梱包	9,110 t	容器包装リサイクル協会指定法人ルート  民間売却処分
	持込分 自己搬入分	110 t	民間処理施設			

○条令第32条の3に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する資源物の収集又は運搬を受託した者とする。

## 5. 最終処分計画(埋立処分)

区分	搬入量	運搬方法	搬入先	処分方法
不燃残渣	26 m <sup>3</sup>	アームロール車	設置者: 東京たま広域資源循環組合 所在地: 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地 名称: 日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場 埋立地面積: 18.4ha 全体容量: 370万 m <sup>3</sup>	埋立処分

※不燃残渣の埋め立て処分は、通常処理においては実施せず、災害発生時や施設処理における緊急対応等による場合とする。

## 6. 市が収集運搬、中間処理および最終処分しないもの

一般家庭における処分については、一般廃棄物収集運搬業者等を紹介し、排出者の責任において処理をする。

事業系における一般廃棄物については、一般家庭と同様の処理とし、産業廃棄物に関しては、排出者(事業者)の責任において、適正に処理をする。

- ① タイヤ
- ② 消火器
- ③ バッテリー
- ④ オートバイ(50 cc 以下の原付を含む)
- ⑤ ボンベ類
- ⑥ コンクリート
- ⑦ 土・石
- ⑧ 建築廃材
- ⑨ ピアノ
- ⑩ 浴槽(FRPを除くプラスチック製は受入可)
- ⑪ 自動車及びその部品
- ⑫ 耐火金庫
- ⑬ 薬品・劇薬、塗料
- ⑭ 医療廃棄物
- ⑮ 事業所の粗大ごみ
- ⑯ うす・農機具・エンジン

- ⑰ 直径20cm以上の丸太や幹など
- ⑱ 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
- ⑲ その他、市で処理することができないもの

## 7. 一般廃棄物の減量、資源化率向上のための方策

平成12年10月に実施した「ごみ改革」以来、市民1人あたりのごみ量は減少してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化などの影響もあり、令和元年度及び令和2年度は増加に転じた。令和3年度は、影響が残りつつも、コロナ禍以前の水準に戻り、令和4年度はさらなる減少傾向となった。また、令和4年度に「第3次ごみゼロプラン」の中間検証を行い、さらなるごみの減量や資源化に向け各施策の行動計画などを改定した。令和6年度は、改定した第3次ごみゼロプランに基づき、ごみゼロ社会実現に向けて、市民・事業者・行政が一体に取り組むことで、引き続き以下の施策の検討・実施を行う。

### (1) 行政における資源循環型社会へ向けた施策・方策

#### ① ごみ減量・資源化率向上に向けた取り組み

##### ア) ごみ減量に向けた啓発

廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）とともに、地域のごみに対する意識・環境問題への考え方などの啓発の充実を図る。

ペットボトル等の資源物を買ったお店の回収ボックスに返す「容器包装お返し大作戦」を市民、事業者と協力して推進する。

ESG（環境・社会・企業統治）の観点から、ごみ減量・プラスチック製品の削減を図る民間事業者の取り組みを、市民に周知し応援する。

新聞の民間回収・集団回収への移行を図るため、市民に対する啓発方法や内容について検討し、周知を図る。

生ごみの減量に向け、3切り運動（食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切り）を推進する。

SNS など、情報発信に関する様々なツールが充実する近年の状況をふまえ、市民への周知啓発については幅広い世代へ効果的に伝えるため、LINE やごみアプリなどを積極的に活用し情報発信を実施していく。

図書館など、多くの市民が利用する公共施設において、環境月間などに合わせて企画展示をするなど、積極的な周知、啓発に努める。

##### イ) 食品ロス削減の取り組み

食品ロスに対する取り組みとして、全国おいしい食べきり運動ネットワークの参加団体とともに、3010運動を推進するため、飲食店などと連携を図るとともに、イベント開催時等でのフードドライブ事業の取り組みを検討・実施する。

また、石田環境プラザに設置したフードドライブについて日野市社会福祉協議会と連携し、さらなる推進を図る。

さらに、3市ごみ減量推進市民会議において、3市及び民間事業者の協働による啓発事業を行い、広域的な取り組みについても取り組んでいく。

##### ウ) ごみ減量・リサイクル等推進協議会

第3次ごみゼロプランに基づき、学識経験者・市民・事業者・行政の委員による「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」にて、多世代かつ幅広い視点で、令和4年度に第3次ごみゼロプランの中間見直しを行った。令和6

年度は、新たな任期で構成された委員の方々とともに、ごみゼロプラン後期のごみ減量・リサイクル等の推進に向けて、様々な施策について協議していく。

## **②ごみ情報誌等によるごみ分別等の啓発**

水銀を含めた不適物の混入を防ぐため、誤った分別方法等の事例を紹介しながら出し方等について周知・啓発していく。

ごみ情報誌「エコー」の市民のページの充実を図るとともに、広報紙への積極的な情報掲載、市ホームページなどを活用したわかりやすい情報発信を目指し、広く市民に啓発活動を行う。また、「日野市ごみ分別アプリ」による情報発信を充実させ、その利用普及を図る。

## **③環境学習の推進**

未就学児に対しては、市内保育園・幼稚園に対し、ごみゼロ啓発に向けたキャラクター「ごみゼロマン」による出前授業にて、「もの」を大切に使いつづけることや、分別の大切さなど、楽しく「ごみ」について学べる機会を提供する。小学生に対しては、令和6年度より、市内全小学校17校の施設見学の受入れや、学校ごとの学習計画に柔軟に対応できるような、出前授業のプログラムを用意し、より多くの児童に「環境やごみ」について学び、ごみ減量の大切さを考える機会を提供する。

また、プラスチック類資源化施設及び浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の一般向け見学についても、感染症対策を実施しながら、多くの市民の方に来場いただき、プラスチック類ごみの分別徹底、リサイクルの推進、ごみの減量等をアピールしていく。

## **④集団回収事業の継続**

集団回収事業を継続し、環境意識の醸成や資源化の向上に努めるとともに、市民への周知を図る。

## **⑤再利用・再生品利用の拡大**

リサイクル事務所やひの市民リサイクルショップ回転市場の利用促進により、家具、電気製品、衣類・食器等のリユース拡大を図る。

日野市ブランドのトイレトペーパーなどを通し、再生品利用等の拡大を図る。

令和4年10月より、株式会社ジモティーと連携し、市で収集した粗大ごみやクリーンセンターに持ち込まれる粗大ごみのリユース推進に向けた実証実験を開始（「ジモティースポット日野」）。年間130t程度の粗大ごみ削減を見込んでいる。

## **⑥生ごみ資源化の推進**

可燃ごみの更なる減量を目的として、「ダンボールコンポスト」を普及するため、生ごみリサイクル講習会等を実施する。オンライン講習会も定期的に開催し、より多くの生ごみリサイクルに興味を持つ方々のニーズに対応する。また、コンポスト（電気式を除く）の購入費用を助成することにより、市民が行う生ごみの資源化・減量化を支援する。

まちの生ごみを考える会に委託し、コミュニティガーデン「せせらぎ農園」による生ごみリサイクルを推進する。

## **⑦新規減量・資源化施策の検討**

令和4年度に改定した第3次ごみゼロプランに基づき、さらなる減量・資源化施策の方向性等を検討していく。

## **⑧事業系ごみの減量化・資源化**

事業者のごみ排出方法について、ごみ・資源分別カレンダーで周知を行う。

庁内ごみの減量・資源化への取り組みを、組織を超えて推進する。

一定規模以上の建築物所有者に対しての取り組みを推進する。

一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する指導を強化するとともに、排出元への要請も併せて行い、適正な

ごみの排出を促す。

#### **⑨ごみパトロール隊による啓発活動**

ごみの適正な排出方法等の改善指導と啓発等を行うため、引き続きパトロール業務を行う。

#### **⑩国等への働きかけ**

資源循環型社会を形成する上で必要な広域的な課題について、東京都・国に働きかけていく。

#### **⑪庁内との連携**

庁内との連携を図り、市関係機関等の廃棄物の減量を図る。公共施設等から排出される剪定枝・下草等の全量の資源化を行う(年間資源化予定量 1,445 t、令和4年度実績 1,067 t)。

#### **⑫教育委員会との連携**

市立小中学校から排出される給食残渣については、教育委員会と連携し、食品資源循環の促進に関する法律に準じた資源化を行う。

#### **⑬一般廃棄物処理手数料の検証**

ごみ減量を推進するため、他自治体の一般廃棄物処理手数料の情報を集め、比較検証を行う。  
また、市全体の方針も踏まえ、今後も手数料の検討を行う。

### **(2) 資源循環型ごみ処理システム構築のための施策**

#### **①分別収集等の推進**

平成25年4月から粗大ごみ回収品目のうち、小型家電・金属類として資源分別回収が可能な品目を粗大ごみの品目から除外し、資源として回収を行い、粗大ごみの減量とともに、資源化率の向上を図っている。

また、令和2年1月からプラスチック類ごみ(発泡スチロール・発泡トレイ類を含む)を資源として回収し、資源化率の向上を図っている。

剪定枝については、令和3年1月から市民の持込分を資源化している。(令和4年度は焼却量を約25t削減)

#### **②生ごみ資源化の検討**

生ごみの堆肥化事業を継続し、更なる情報収集及び研究を進める。

#### **③新たな資源化方法の検討**

ペットボトルのボトル to ボトルによる資源化を検討する。

### **(3) 市民・事業者における具体的方策**

#### **①市民の具体的方策**

マイバッグを利用してレジ袋を断り、必要なものだけを購入する(さらなるレジ袋ごみ削減のため、令和4年9月より、レジ袋として使用後、市指定収集袋として可燃ごみ排出に使える「レジごみ袋」を展開中)。

再生品の使用を促進し、過剰包装を自粛し、食材などは使いきり、食べ残しをしないライフスタイルの確立を図る。

資源となるものは買ったお店の回収ボックスに返すことを励行する(容器包装お返し大作戦)。

ごみの分別排出を徹底し、生ごみ処理器等を活用するなど、ごみの減量を図る。

#### **②事業者の具体的方策**

拡大生産者責任や自己処理責任の徹底を図り、発生源における排出を抑制する。

使い捨て容器の自粛、再生品の積極的使用を図り、資源化を促進する。

事業系生ごみの減量及び資源化を促進する。

#### (4) 一般廃棄物処理基本計画「ごみゼロプラン」の推進

一般廃棄物処理基本計画（「ごみゼロプラン」）は、長期的な観点から市の廃棄物問題を解決し、廃棄物処理事業を円滑かつ効率的に推進するため、廃棄物の発生抑制から収集運搬、処理処分などについて平成13年度に策定した。

平成21年の第2次ごみゼロプラン策定を経て、「第3次日野市ごみゼロプラン」を平成29年3月に策定。

「第3次日野市ごみゼロプラン」は、令和3年度から4年度にかけて、社会情勢の変化等を反映させた中間見直しを行った。令和6年度は改定した第3次ごみゼロプランに基づき、引き続き基本理念である「ごみゼロ（焼却・埋立てごみゼロ）」を目指し、各種施策を実施していく。

#### (5) 広域処理開始を契機とした3市共同のごみ減量施策の推進

浅川清流環境組合で可燃ごみ処理施設の共同処理を行う3市の市民とともに「3市ごみ減量推進市民会議」を開催し、各市のごみ・資源物処理の現状や、減量施策等の調査・研究を通して、3市の今後の取り組みについて提言をいただき、施策に反映していく。

また、令和2年10月より（株）アイシティ及び3市共同での協定締結により開始した「使い捨てコンタクトレンズ空ケースリサイクル事業」のように、今後も様々な分野において3市共同による取り組みを積極的に実施し、市民とともに更なるごみ減量に向けて取り組んでいく。

継続的なごみ減量施策の前提として、施設の安全な稼働を確実にするため、不適物の混入を防ぐ啓発についても3市共同で取り組む。特に、令和2年度及び令和5年度に発生した、可燃ごみへの水銀混入により、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が一時的に測定された事案に対しては、3市共同の再発防止策「水銀含有製品回収キャンペーン」を引き続き実施していく。